単　価　契　約　書

　物品の売買について、地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第１条　この契約の要領は、次のとおりとする。

1. 品名、規格及び単価

　　　　　　　別紙のとおり

（２）契約期間　　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（３）納入期日　　　甲が指定する日まで

（４）納入場所　　　甲が指定する場所

（５）契約保証金　　　免除

（納入方法）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

２　乙は、物品を１着ごとにビニール袋等に入れ、むき出しにしないものとする。また、種類（上衣、ズボン、サイズなど）及び数量が梱包のビニール袋の上から判断できなくてはならない。

３　新規採用者分については、別途配布する職員被服貸与申込書に基づき、上下各４枚を１セットとし、対象者の氏名を記入した用紙（あるいはシール）を添付した持ち手つき紙袋に１人分を組んで納入するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第３条 甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けたときは、速やかに乙の立会いのもとに検査を行うものとする。

２　乙は、第１項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第１項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

３　検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

４　乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

（危険負担）

第４条 前条第4項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（代金の支払時期）

第５条　甲は、第３条第４項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（納入遅延に対する違約金）

第６条　乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

２　前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅延に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の１を乗じて得た額とする。

３　甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

（事情変更）

第７条　甲は、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

２　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

（解　　除）

第８条　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

1. 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
2. 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3)　次のアからオのいずれかに該当したとき。

　　 ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ｡）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という｡）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ｡））であると認められるとき。

　　 イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ｡）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　 ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

　　 エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　　 オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第10条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協　　議）

第11条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

　　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　令和　　年　月　日

甲　静岡市葵区漆山860番地

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長　坂本　喜三郎　　　　　 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　印